

農業に関する先進的な知識や技術を学びたい

事業名	いばらき農業アカデミー事業				
分類	【経営改善、技術習得】【新規就農、企業参入】				
事業要旨	本県農業をけん引する経営感覚に優れた経営体を育成するため、経営者マインドの醸成を図るとともに、経営管理や生産技術について総合的な学びの場を産学官が連携して提供します。				
事業概要	〔事業主体〕 茨城県				
	〔受講対象者〕 農業者、就農志向者 等				
	〔事業内容〕 ※開催時期、回数は変更となる可能性があります。				
		講座名	開催時期	回数	受講経費
経営高度化講座群		ヤングファーマーズ・ミーティング	7月	1	無料
		経営スタートアップ講座	7～2月	10	無料
		リーダー農業経営者育成講座	7～2月	8～10	無料
		農業経営革新講座	10～2月	4	無料
		農業簿記講座	10～11月	5	テキスト代
		農業経営改善セミナー	7、12月	2	無料
		農業経営体将来設計セミナー	11月	1	無料
		農業人材指導者養成講座	12～1月	2	無料
		アグリビジネス講座	9～11月	5	無料
		商談スキル向上講座	8月	3	無料
		SNSを活用した販路拡大講座	9月	2	無料
生産技術講座群		いばらき営農塾（野菜入門Aコース）	5～9月	29	受講料等
		いばらき営農塾（野菜入門Bコース）	9～1月	29	受講料等
		いばらき営農塾（フォローアップコース）	6～1月	20	受講料等
		生産環境管理（土壌）講座	9～11月	2	無料
		生産環境管理（病害虫・植物保護）講座	10～1月	2	無料
		有機農業講座	調整中	2	無料
		品目別先進農業技術講座	7～2月	5	無料
		6次産業化入門講座	6～8月	3	無料
		農産加工実践講座	8月	2	無料
		食品衛生講座（HACCP含む）	9月	1	無料
		農業生産工程管理（GAP）講座	7、12月	2	無料
		農業機械基礎研修	1月	4期	受講料等
		農業機械士技能認定研修	10月	1	受講料等
		農作業安全・大型特殊免許（農耕用）等取得研修	5～3月	14期	受講料・試験代等
		小型車両系建設機械・小型フォークリフト刈払機作業視覚取得研修	6～12月	2期	試験手数料
		スマート農業講座	8～12月	3	無料
		農業気象講座	11～12月	3	無料
		新規繁殖和牛経営入門講座	7～11月	7	保険料
		豚人工授精実習会	10月	1	無料
	特別講座群	野生鳥獣による農産物被害対策研修	7～2月	7	無料
		関連セミナー	随時	—	無料
※全32講座を予定。詳細はHPをご覧ください。 http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp 〔問合せ先〕 農業総合センター 企画調整課 TEL：0299-45-8321					





農業経営を開始するために必要なことを学びたい

事業名	経営スタートアップ講座（いばらき農業アカデミー事業）
分類	【経営改善、技術習得】【新規就農、企業参入】
事業要旨	茨城県において新たに農業経営を開始する方や経営を開始して間もない方を対象として、経営管理に必要な知識や営農ビジョンを具体化するための事業計画作成手法の習得を図る講座を開設します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県（農業経営者の教育若しくは経営支援等に関する知見や研修の実績を有する民間団体に委託） 〔受講対象者〕 県内において次に掲げる 1 から 3 のうちいずれかの要件を満たし、就農（予定）時の年齢が原則 50 歳未満で、就農後に県内を拠点として経営発展を図る意志を有し、70%以上の講座を履修できる者。 1 親元就農または雇用就農をしている。 2 独立・自営就農を目指し、概ね 1 年以上の技術研修を受けている。 3 独立・自営就農をしており、農業経験が 5 年未満である。 〔講座内容〕 （講義）：経営理念・経営方針、生産管理、財務管理、マーケティング・販売管理、労務管理、先進農家による講演等 （演習）：事業計画作成 〔実施内容〕 ・講座回数：10 回程度 ・受講者数：20 名程度（受講希望者数が 20 名を上回る場合は、翌年度以降への御案内となる可能性もあります。） ・開催期間：令和 7 年 7 月～令和 8 年 2 月（予定） ・開催場所：農業総合センター 他 ・受講料：無料 ※「いばらき農業アカデミー」講座として開催するので、 詳細はHPをご覧ください http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp 〔問合せ先〕 農業総合センター 企画調整課 TEL：0299-45-8321

農業経営に関する相談をしたい

事業名	農業参入等支援センター事業
分類	【経営改善、技術習得】【新規就農、企業参入】
事業要旨	農業経営に関する相談窓口を運営し、農業経営体に対して、専門家から構成される支援チームの派遣等による伴走支援を実施します。 併せて、農業参入を志向する企業に対して、農地等に関する情報提供や関係機関との仲介等による参入支援を実施します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県 1 経営相談窓口「農業参入等支援センター」の設置 〔事業内容〕 経営改善や企業の農業参入等、農業経営に関する各種相談に対応します。 〔相談対象者〕 法人化や規模拡大等の経営改善や事業承継を検討している農業経営者、農業分野への参入を考えている企業 等 2 専門家から構成される支援チームの派遣 〔事業内容〕 各経営体に対して、中小企業診断士による経営診断を実施し、その結果を基に、専門家から構成される支援チームの派遣による伴走支援を無料で実施します。 ※短期間のクイック専門家派遣（1経営体1回限り）も可能です。 〔支援対象者〕 農業経営者 〔主な相談内容〕 経営改善、法人化、税務財務、拡大集積、施設整備、IT 情報化、雇用労務、経営承継、販路拡大 等 〔登録専門家〕 中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、司法書士、弁護士、農業法人経営者、農山漁村発イノベーション地域プランナー 3 研修会等の開催 〔事業内容〕 法人化や雇用・労務等の経営改善に関する研修会を開催します。 4 企業の農業参入支援 〔事業内容〕 農業参入を志向する企業等に対して、農地や補助事業に関する情報提供や関係機関との仲介、地権者説明会の開催支援を実施します。 〔支援対象者〕 本県において農業参入を志向している企業等 〔問合せ先〕 農業経営課 就農・農業参入支援室 農業参入等支援センター TEL：029-301-3844 FAX：029-301-3879 ホームページ：https://www.sannyu.pref.ibaraki.jp/

新規就農に関する相談をしたい

事業名	新規就農相談センター事業
分類	【新規就農、企業参入】
事業要旨	茨城県の就農相談のワンストップ窓口である茨城県新規就農相談センター(公益社団法人茨城県農林振興公社)が、就農希望者に対して、就農相談会の開催、農業法人等の求人情報の発信、就農支援制度や県内就農事例に関する情報提供等を行い、就農相談から実際に就農するまでの支援を行います。
事業概要	〔事業主体〕 公益社団法人茨城県農林振興公社 〔主な事業内容〕 (1) 就農相談・就農啓発 就農相談員が、就農希望者からの様々な相談に応じます。 また、県内を中心に、就農相談会や就農啓発講座等を開催し、就農相談に応じるとともに茨城農業の魅力や就農支援に関する情報を提供します。 (2) 就農前研修支援 就農前に行う研修(インターンシップ等)を支援します。 インターンシップについては、就農希望者に対して受入農家を紹介し、県内の優れた農業者の経営や取組を直接学ぶ機会を提供します。 また、就農に向けて技術や知識を学ぶ長期研修(期間: 1～2年)については、就農希望者に対して、就農予定地域や就農形態等に応じて県内の研修機関の紹介等を行います。 (3) 雇用就農支援(無料職業紹介事業) 就農相談員が、求職者からの就職相談に応じるとともに、県内農業法人等の紹介・斡旋、求人情報の管理を行い、雇用就農を支援します。 (4) 「茨城就農コンシェル」による情報発信 就農支援ポータルサイト「茨城就農コンシェル」において、就農希望者に対して就農相談会等の案内、県内農業法人や就農支援制度に関する情報等を発信します。 〔問合せ先〕 公益社団法人 茨城県農林振興公社 TEL: 029-350-8686 〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1 ホームページ: http://www.ibanourin.or.jp/concier/ 「茨城就農コンシェル」で検索してください。 農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL: 029-301-3844

新たに雇用した従業員を対象に農業技術等についての研修をしたい

事業名	雇用就農資金
分類	【新規就農、企業参入】
事業要旨	50 歳未満の就農希望者を新たに雇用し技術を習得させたり、55 歳未満の従業員を次世代経営者として育成する農業法人等に対して、資金を助成します。
事業概要	〔事業主体〕 全国農業会議所 〔事業内容〕 (1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付します。 (2)新法人設立支援タイプ 農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。 (3)次世代経営者育成タイプ 農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために、先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して行う研修にかかる経費を助成します。 〔主な補助要件〕 ※詳細は、(一社)茨城県農業会議業務部にお問合せください。 (1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 及び (2)新法人設立支援タイプ ＜農業法人等に係る要件＞ ア 新規雇用就農者との間で期間の定めのない雇用契約(正社員)を締結すること (独立が前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可) イ 労働環境の改善に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと ウ 雇用保険、労災保険に(法人の場合は健康保険、厚生年金保険にも)加入させること エ 1 週間の所定労働時間が 35 時間以上であること(新規雇用就農者が障がい者の場合は 20 時間以上で可) オ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること カ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること ＜法人等で雇用就農者する方に係る要件＞ ア 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 50 歳未満(採用時点)の者であること イ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること ウ 過去の農業就業期間が 5 年以内であること エ 原則として農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと

	(3)次世代経営者育成タイプ ＜派遣元の農業法人等に係る要件＞ ア 派遣研修生を本事業での研修終了後1年以内に役員等に登用すること ＜派遣される研修生に係る要件＞ ア 原則55歳未満であること 〔補助限度額・補助率〕 (1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 年間最大60万円、最長4年間 ※新規採択人数は年間5人/1経営体、かつ3人目以降は年間最大20万円 ※多様な人材（障がい者、生活困窮者等）の場合は年間最大15万円を加算 (2)新法人設立支援タイプ 年間最大120万円、最長4年間（3～4年目は最大60万円） (3)次世代経営者育成タイプ 月最大10万円、最短3か月～最長2年間 〔問合せ先〕 （一社）茨城県農業会議業務部 TEL：029-301-1236
--	---

新たに農業を始めたい・地域に新規就農者を呼び込みたい

事業名	新規就農総合支援事業（就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業）
分類	【新規就農】
事業要旨	就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付及び経営発展のための設備投資への支援等により、経営者マインドを備え儲かる農業を実現する経営発展ロールモデルを育成する。
事業概要	1 就農準備資金 〔事業主体〕 県又は市町村 〔事業内容〕 就農前に行う研修期間中の研修生に対して資金を助成します。 〔補助要件等〕 (1) 就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 県認定の研修機関等で概ね 1 年以上かつ年間 1,200 時間以上研修を受けること (3) 研修後、独立・自営就農する場合は認定新規就農者又は認定農業者になること (4) 研修後、親元就農する場合は就農後 5 年以内に経営を継承すること (5) 研修後、雇用就農する場合は正社員として雇用契約等を締結、又は、就農後 5 年以内に独立・自営就農すること (6) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等 〔補助限度額・補助率〕 年間 150 万円、最長 2 年間 2 経営開始資金 〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 新たに農業経営を開始する者に対して資金を助成します。 〔補助要件等〕 (1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者であること (2) 経営開始 5 年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること (3) 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること (4) 目標地区に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること (5) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等 〔補助限度額・補助率〕 年間 150 万円、最長 3 年間 3 経営発展支援事業 〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 認定新規就農者で、県が定める要件を満たし、かつ、国に採択された農業者に対して、機械・施設や家畜の導入、果樹・茶改植等に要する経費を支援します。 〔補助要件等〕 (1) 就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 独立・自営する認定新規就農者であること (3) 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上 1 割増等）であること (4) 目標地区に位置付けられている又は若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

	(5) 本人負担分について金融機関から融資を受けていること (6) 経営開始資金の交付を受けていないこと 等 ※県・国の採択審査あり 【補助限度額・補助率】 補助対象事業費上限：1,000 万円 補助率：国 1/2、県 1/4) 【地域計画早期実現枠】 【事業主体】 市町村 【事業内容】 新規就農者等が実施する以下の取組を支援します。 (1) 経営資源の有効利用に向けた取組 機械・施設等の経営資源を継承・利用するための修繕・撤去・移設等の経費 (2) 円滑な経営移譲に向けた取組 法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組に要する経費 【補助要件等】 (1) 事業実施年度の 3 年前の年度以降に、50 歳未満で農業経営を開始した者 (2) 認定新規就農者または認定農業者であること (3) 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている 地域計画に位置付けられている、又は位置づけられることが確実と見込まれる こと (4) 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用しないこと (5) 研修中など経営開始前の場合は、経営移譲者等と共同申請を行い、事業実施 年度の翌年度までに事業要件を満たすこと (6) 事業実施年度の 3 年後の年度までに認定農業者になること (7) 定められた成果目標を達成すること 等 ※県・国の採択審査あり 【補助限度額・補助率】 補助率：国 1/3、市町村（任意の補助率） 国費上限：600 万円 4 新規就農者誘致環境整備事業 【事業主体】 市町村、協議会、民間団体等 【事業内容】 円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘 致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータ ルサポート活動を支援します。 【補助要件等】 (1) 市町村が参加した、就農希望者を誘致し支援する体制が構築されていること (2) 新規就農者参入促進計画が策定されていること (3) 地域計画が策定されている又は目標年度までに策定されることが確実なこと 【補助限度額・補助率】 (1) 新規就農者の誘致体制の整備 定額：補助上限 200 万円 (2) 研修農場の整備 補助率：1/2 【問合せ先】 農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844 最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課 〔 県北：0294-80-3301、県央：029-350-3017、鹿行：0291-33-6285、 〕 〔 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164 〕 ※内容は変更される場合があります。
--	---

商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい

事業名	茨城県農業ビジネス保証制度	
分類	【新規就農、企業参入】	
事業要旨	県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が創設しています。併せて、県が保証料の補助を行います。	
事業概要	〔対象者〕 商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人	
	〔支援の内容〕	
	資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金) ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む
	融資限度額	5,000 万円
	融資期間	・一括返済の場合 2 年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 設備資金 15 年以内 (うち据置期間 2 年以内)
	融資利率	金融機関所定利率
	信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き
	信用保証料率	借入金額に対し 0.8%
	保証料補助	保証料の 50%を補助
	〔利用方法等〕 商工会議所・商工会又は農業参入等支援センターに認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。	
〔問合せ先〕 農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862		